

吉富町多世代交流型複合施設整備事業 リスク分担表

○は主負担、△は限定負担又は協議を示す。契約条項と矛盾する場合は契約条項を優先する。

No.	段階	リスク項目	リスクの内容	町	事業者	基本的な負担・対応	関連図書・留意事項
1	公募・契約	公募手続	募集資料の誤り、町の手続又は選定手続に起因する変更	○		町の責めに帰すべき事由による追加費用及び期間変更は町が負担する。	実施要領、契約書
2	公募・契約	応募・提案	応募、提案、見積り及び契約交渉に要する費用		○	応募及び提案に要する費用は事業者が負担する。	実施要領
3	共通	法令変更	契約締結後の法令、条例又は基準の制定・改廃	△	△	本事業に特別に影響する変更は町、一般的な変更又は事業者が予見可能な変更は事業者を基本とし、影響に応じて協議する。	契約書の法令変更・条件変更条項
4	共通	税制変更	消費税率その他税制度の変更	△	△	契約書及び法令に従い処理する。事業者固有の税負担は事業者負担とする。	契約書
5	共通	許認可	事業者の責めによる許認可の遅延又は不取得		○	必要な調査、申請、協議及び是正は事業者が行う。	要求水準書
6	共通	町の指示・要求変更	町の指示による要求水準、設計条件又は業務範囲の変更	○		追加費用及び期間変更は契約書に基づき町が負担する。	契約書の変更条項
7	調査	提示資料の相違	基本設計図書、既存図面又は町提供資料と現況との著しい相違	○	△	合理的に予見できない相違は町負担を基本とし、通常の照査で把握できる相違は事業者負担とする。	基本設計図書、要求水準書
8	調査	地中障害物等	合理的に予見できない地中障害物、埋設物、土壌汚染又は地下水	○	△	発見時は直ちに通知し共同確認する。予見不能部分は町、調査不足等は事業者が負担する。	契約書の条件変更条項
9	調査・解体	有害物質	石綿、PCB、フロンその他有害物質	△	△	提示資料にない予見不能なものは町、法令上必要な通常調査及び事業者の施工に起因するものは事業者負担とする。	解体要求水準、契約書
10	設計	設計不備	事業者の設計誤り、要求水準未達、法令不適合又は調整不足		○	事業者の費用と責任で修正し、工程影響を回復する。	要求水準書、契約書
11	設計	VE・提案内容	採用VE又は事業者提案の成立性、数量、価格又は性能の不足		○	提案した性能、価格及び工程の実現責任は事業者が負担する。	VE提案作成要領、契約書
12	設計・施工	物価変動	資材価格、労務費その他の市場価格変動	△	△	契約書のスライド条項その他の規定に従う。適用範囲外は事業者負担とする。	契約書の物価変動条項
13	施工	施工不良	施工不良、品質未達、安全管理不備又は工程管理不足		○	事業者の費用と責任で是正し、損害拡大を防止する。	要求水準書、契約書
14	施工	第三者損害	工事に伴う騒音、振動、粉じん、交通障害、近隣又は第三者への損害	△	○	事業者の施工に起因する損害は事業者負担。町の指示又は土地固有条件に起因するものは協議する。	契約書の第三者損害条項
15	契約間調整	別途工事の遅延	解体、土木その他町が別途発注する工事の遅延又は手戻り	○	△	事業者に責任がない場合は町が契約間調整を行い、追加費用及び期間を協議する。	契約書の別途工事調整条項
16	契約間調整	責任境界	建築、解体、土木、インフラ及び外構の工事区分・責任境界の不明確さ	○	△	町が最終的な契約間調整を行う。事業者は取合いを事前確認し、矛盾を速やかに通知する。	要求水準書、各契約図書
17	共通	不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他不可抗力	○	△	保険等の填補額を控除し、原則として損害合計額のうち契約金額の1%までを事業者、超過額を町が負担する。	設計・施工一括契約書
18	共通	保険対象損害	事業者が付保すべき保険で補填可能な損害		○	必要な保険を付保し、保険金を充当する。未加入又は免責部分は事業者負担を基本とする。	契約書、保険条件
19	工程	町都合の中止・延期	町の責めに帰すべき事由による中止、延期又は引渡し遅延	○		契約書に基づき期間及び代金を変更する。	契約書の中止・期間変更条項
20	工程	事業者都合の遅延	人員、資機材、施工計画又は調整不足による遅延		○	事業者の費用と責任で回復措置を行う。	契約書
21	完成・引渡	要求水準未達	完成検査で要求水準又は提案性能を満たさない場合		○	事業者の費用と責任で補修、再施工、再試験及び再提出を行う。	要求水準書、契約書
22	完成・引渡	契約不適合	引渡し後に判明した契約不適合		○	契約書に定める期間及び範囲で追完、代金減額又は損害賠償等を行う。	契約書
23	共通	複数原因	町、事業者、別途受注者又は不可抗力の原因が競合する場合	△	△	原因、回避可能性、通知時期、損害拡大防止及び寄与度を確認し、合理的に按分する。	契約書、協議記録
24	共通	原因未確定	原因又は責任主体が直ちに特定できない事象	△	△	人命・品質・工程を優先して共同調査及び応急措置を行い、原因確定後に精算する。	協議記録